

# 大阪市立旭区民センター Wi-Fi ルーター貸出利用規程

令和6年9月1日

## (目的)

第1条 この規程は、大阪市立旭区民センター（以下「センター」という。）において貸し出す Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）に関し市民等が安心・安全に 利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (利用者)

第2条 利用者は、大阪市区役所附設会館条例第6条の規定に基づき、センターの使用の承認を受けた者とする。

## (ルーターの利用)

第3条 ルーターは、使用の承認を受けた施設及び使用時間区分の範囲で貸出及び利用することができる。

2 ルーターの貸出及び利用料金は無料とする。

3 ルーターの貸出の申請は、利用日の2ヵ月前の同じ日より先着順で受け付ける。

4 センター館長は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、ルーターを貸し出すものとする。ただし、公用又は公共用のために、センターが特に必要と認めたときは、この限りでない。

5 ルーターの利用にあたり必要となる通信機器及び附属品は、利用者が準備するものとする。また、インターネットに接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

6 ルーターの返却にあたり、利用者は、付属品等がすべて揃っているか確認してから返却することとする。（動作保証・事前確認）

第4条 ルーターについて、あらゆる環境での動作を保証するものではないため、利用者は、必要に応じて電波状況等の事前確認を行うこととする。

## (遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」

その他関係 法令等を遵守すること。

(2) ルーターの設定変更を行わないこと。

(3) 無線接続に用いるID及びパスワードは、利用者以外に知られないように、管理すること。

(4) 承認を受けた施設内で利用すること。

- (5) 利用する際は、常に携帯する等盗難防止に努めること。
- (6) 又貸しは行わないこと。
- (7) 故障・破損・紛失した場合は、センター館長へ速やかに報告すること。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センター又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (4) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (5) 第三者になりすまして、本ルーターを利用する行為
- (6) 本ルーターの利用による不正アクセス、または改ざん、消去などの不法行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本ルーターを通じて又は本ルーターに関連して使用し若しくは提供する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれがある行為又はセンター館長が不適切と判断する行為

2 前各号に該当する利用者の行為によってセンター、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、すべての法的責任を負うものとし、センターは一切の責任を負わないものとする。

(利用者資格の停止)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センター館長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止し又は取消すことができるものとする。

- (1) 前条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規程に違反した場合
- (3) 第5条で遵守する事項を怠った場合
- (4) その他、利用者として不適切とセンター館長が判断した場合

(貸出の中止)

第8条 センター館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、ルーターの貸出を中止できるものとする。

- (1) 災害、事故その他の非常事態により、ルーターの貸出が実施できなくなった場合
- (2) ルーターの故障、紛失等、やむを得ない事由がある場合
- (3) 公用又は公共用のために使用する必要がある場合
- (4) その他、センター館長がルーターの貸出の中止が必要と判断した場合

2 ルーターの貸出の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、一切責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 センターは、ルーターの利用に関連して利用者に生じた損害について一切保証を行わないものとする。

2 利用者がルーターの利用を通じて得る情報の内容等については、一切保証しないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 ルーターの貸出の遅滞、変更又は中止、利用者の通信機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他ルーターの利用に関連して発生した利用者の損害について、一切責任を負わないものとする。

5 ルーターの利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。通信機器の機種、WEBブラウザ等によって、ルーターを利用できない場合があっても、一切責任を負わないものとする。

6 利用者がルーターを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、一切責任を負わないものとする。

(本規程の変更)

第10条 センター館長は、利用者の承諾を得ることなく、この規程を変更することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、センター館長が別に定める。

付 則 この規程は、令和6年9月1日から施行する